

平成13年 8月29日
委員 決定

平成13年度行政監査（事業評価手法による）実施計画

1 方針

平成13年度監査基本計画に基づき、都の事務の中から、社会経済状況、都における施策の動向、予算の執行状況等を踏まえ、監査を実施すべき必要性の高い主要事業を監査項目として選定し、事業評価手法による行政監査を実施することとする。

監査項目について、事業は費用対効果に配慮したものとなっているか、事業は所期の目的を達成しているか、事業は所期の成果を達成しているか、整備された施設等は所期の目的に従い有効に活用されているか、整備された施設等は所期の目的に従い活用されるよう適切に維持管理されているかなどを主眼に、事業の計画から執行、評価までの全過程について、その有効性、効率性等を具体的に検証し評価するものとする。

2 監査項目及び監査対象局

(1) 応急給水槽の建設、維持管理事業	総務局、水道局、東京消防庁
(2) 低公害車対策事業	環境局
(3) 福祉人材の養成（ケアマネージャー）確保対策事業	福祉局
(4) 周産期医療対策事業	衛生局
(5) 創業支援機能の整備事業	産業労働局
(6) 区市町村住宅の供給助成事業	住宅局
(7) 多摩ニュータウン事業における宅地販売事業	多摩都市整備本部
(8) 中小河川（神田川を中心として）整備事業	建設局
(9) 青海ふ頭整備事業	港湾局
(10) 都立学校公開講座事業	教育庁

3 監査期間

監査期間は平成13年9月7日（金）から同年10月31日（水）まで（講評を含む。）とし、監査対象局別の日程は別紙「平成13年度行政監査（事業評価手法による）日程表」のとおりとする。

4 報告書様式

報告書の様式については、別途決定するものとする。

5 監査の通知並びに結果に関する報告及び公表

知事等関係機関に対する監査の通知は、本計画決定後速やかに行う。

監査の結果に関する報告及び公表は、講評終了後、速やかに行う。

6 事業別の主な観点

(1) 応急給水槽の建設、維持管理事業

ア 事業計画は適切に見直されているか。

イ 応急給水槽の建設は、計画どおり行われているか。

ウ 建設された給水槽は、所期の目的に従い活用されるよう適切に維持管理されているか。

(2) 低公害車対策事業

ア 低公害車の普及に必要な充電スタンド、天然ガス供給設備の設置は、低公害車の普及台数に見合ったものとなっているか。

イ 東京都における低公害車の普及は計画どおり進捗しているか。

ウ 民間における低公害車の普及は計画どおり進捗しているか。同時に、都の取組は適切なものとなっているか。

(3) 福祉人材の養成（ケアマネージャー）確保対策事業

ア 東京都福祉人材計画におけるケアマネージャーの需要供給予測数は適切なものとなっているか。

イ 就業率の向上を図るための対策は適切に講じられているか。

ウ 実務能力・資質の向上は効果的に行われているか。

(4) 周産期医療対策事業

ア 周産期母子医療センター、小児医療施設の整備状況等について検討を要すべき点はないか。

イ 整備された施設は、有効に活用されているか。また、運用実績はどうか。

ウ 都及び関係機関と医療施設との連携は適切に取られているか。

(5) 創業支援機能の整備事業

ア 提供する施設の広さや室数等、事業は行政需要に見合った規模、内容と成っているか。

イ 入居率の推移や関連施策の利用状況等から見て、事業は所期の目的を達成しているか。

ウ 無償提供事業との関係及び位置づけは明確にされているか。

(6) 区市町村住宅の供給助成事業

ア 公営住宅の供給に関する都と区市町村の役割分担は適切なものとなっているか。

イ 都の助成を受けて行われる区市町村住宅の供給事業は、計画どおり進められているか。

ウ 公営住宅の供給において区市町村が果たすべき役割に十分配慮して助成を行っているか。

- (7) 多摩ニュータウン事業における宅地販売事業
 - ア 販売価格の設定方法に見直すべきものはないか。
 - イ 営業努力は適切に行われているか。
 - ウ 土地の販売促進に当たり、現行制度で問題点はないか。
- (8) 中小河川（神田川を中心として）整備事業
 - ア 中小河川整備計画は、見直しを図る必要はないか。
 - イ 護岸及び調節池の整備は適切に行われているか。
 - ウ 護岸及び調節池は本来の機能を発揮できるよう適切に維持管理がなされているか。
- (9) 青海ふ頭整備事業
 - ア 取扱貨物量の目標数値など、計画の見直しを図る必要はないか。
 - イ 港湾設備の整備は適切に行われているか。
 - ウ 港湾設備の利用状況はどうか、また、維持管理は適切になされているか。
- (10) 都立学校公開講座事業
 - ア 開設講座が都民の要望と合致したものとなっているか。
 - イ 講座内容が受講者の希望に合致したものとなっているか。また、その調査等は、十分に行われているか。
 - ウ 講座時間数、学習レベル等は適切なものとなっているか。

平成13年度
行政監査（事業評価手法による）日程表

（平成13年9月）

東京都監査委員

(監 査 第 一 課)

月	日	曜				
9	1	土				
	2	日				
	3	月				
	4	火				
	5	水				
	6	木				
	7	金	総務局・水道局・東京消防庁	産 業 労 働 局	住 宅 局	多摩都市整備本部
	8	土				
	9	日				
	10	月	総務局・水道局・東京消防庁	産 業 労 働 局	住 宅 局	多摩都市整備本部
	11	火	"	"	"	"
	12	水				
	13	木	総務局・水道局・東京消防庁	産 業 労 働 局	住 宅 局	多摩都市整備本部
	14	金				
	15	土				
	16	日				
	17	月	総務局・水道局・東京消防庁	産 業 労 働 局	住 宅 局	多摩都市整備本部
	18	火				
	19	水				
	20	木				
	21	金				
	22	土				
	23	日				
	24	月				
	25	火				
	26	水				
	27	木				
	28	金				
	29	土				
	30	日				

講 評	平成13年10月31日
-----	-------------

(監 査 第 二 課)

月	日	曜					
9	1	土					
	2	日					
	3	月					
	4	火					
	5	水					
	6	木					
	7	金					
	8	土					
	9	日					
	10	月	環 境 局	福 祉 局	衛 生 局	建 設 局	教 育 庁
	11	火	"	"	"	"	"
	12	水	"	"	"	"	"
	13	木	"	"	"	"	"
	14	金	"	"	"	"	"
	15	土					
	16	日					
	17	月	環 境 局	福 祉 局	衛 生 局	建 設 局	教 育 庁
	18	火					
	19	水					
	20	木					
	21	金					
	22	土					
	23	日					
	24	月					
	25	火					
	26	水					
	27	木					
	28	金					
	29	土					
	30	日					

講 評	平成13年10月31日
-----	-------------

(監 査 第 三 課)

月	日	曜	
9	1	土	
	2	日	
	3	月	
	4	火	
	5	水	
	6	木	
	7	金	港 湾 局
	8	土	
	9	日	
	10	月	港 湾 局
	11	火	"
	12	水	"
	13	木	"
	14	金	
	15	土	
	16	日	
	17	月	
	18	火	
	19	水	
	20	木	
	21	金	
	22	土	
	23	日	
	24	月	
	25	火	
	26	水	
	27	木	
	28	金	
	29	土	
	30	日	

講 評

平成13年10月31日

平成13年 9月